

世界自然遺産小笠原諸島管理計画(案)に関する意見募集の結果

参考資料①

「世界自然遺産小笠原諸島管理計画(案)」を関東地方環境事務所ホームページに掲載し、令和5年11月8日(水)から同年12月10日(日)まで意見を募集した結果、3名から計16件の意見が提出されました。その詳細は次のとおりです。

【テーマ別の意見件数】

- ・地名に係る御意見 1件
- ・海生は虫類(ウミガメ類)に係る御意見 1件
- ・世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項に係る御意見 7件
- ・自然環境等の変化に応じた課題の再整理に係る御意見 2件
- ・気候変動への対応に係る御意見 1件
- ・管理の方策(生態系の保全)に係る御意見 2件
- ・未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止に係る御意見 1件
- ・地域参画の推進に向けた体制・仕組みの検討に係る御意見 1件

■ 意見に対する考え方

No.	該当頁	項目	意見の内容	理由	意見に対する考え方
1	10		「二見湾」との表記3か所を「二見港」、又は「二見港(二見湾)」とする。	<p>p.10「二見湾」との表記3か所のほかに、p.13では「二見港」の表記が2か所みられる。「二見湾」という自然地形の中に、「二見港」という港湾施設があるという前提で書かれていると思われる。</p> <p>しかし、「二見港」は自然地形名称であり、国土地理院地形図*及び海上保安庁海図等*2に記載されているもので、「二見湾」という地名は公式の地図・海図及び水路誌には見つけ出すことができない。国土地理院地形図では、地名表記は当該市町村提出の地名調書に基づくものであり、「二見港」は小笠原村役場の主張でもある。</p> <p>東京都小笠原支庁作成「父島管内図」*3には、二見港/二見漁港の注記があり、凡例に港湾・漁港区域の線が示され、地図上では、二見港入口外と湾奥に引かれ、港湾区域としての二見港と漁港区域としての二見漁港を明示している。</p> <p>「二見港」は、1861'2年(文久1'2)、幕府巡検隊が父島列島、母島列島を調査し地図・海図を作成した際に命名したもので、1675年延宝年間(1675)の巡検で命名された古名に加え、新たに島名、山名、村名などを命名した歴史的地名の一つである*4。由来は、湾奥の離岩が、伊勢の国二見夫婦岩に似ていることから二見岩、湾全体を二見港としたものである*5。</p> <p>歴史的地名を安易に変えて用いることは、厳に慎まなければならない、地名は土地に刻まれた歴史である。自然地形名称の「二見港」と、東京都港湾施設名称「二見港」は、湾奥を除き、ほぼ同じである。</p> <p>ところが、最近観光パンフレットなどに「二見湾」内に「二見港」があると誤解して表記されているものが見受けられる。これは、明らかな間違いであり、それに従う「管理計画」は、内容以前に管理機関の東京都及び小笠原村が公的に表明している名称と違う表現を採用するというおかしな状態になる。</p> <p>明治期及び昭和戦前期、小笠原諸島の地誌として刊行された『小笠原島志』*6、『小笠原島総覧』*7では、ほとんど「二見港」と表記されている。</p> <p>しかし、小笠原諸島返還後(1968~)、二見湾という表現が使われるようになり、父島の中学校*8、高等学校*9校歌にも歌われている。</p> <p>これには、二つの理由が考えられる。一つは、末音が「ん」で地名の区切りがわかりやすく、「ふたみこう」より「ふたみわん」の方が発音しやすいため、</p> <p>二つは、東京湾の中に横浜港などという港湾施設があることから、自然地形は二見湾と思われたことである。後者の根拠がないことは、これまで説明した通りである。</p> <p>以上から、自然地形名称は「二見港」と表現すべきである。なお、通称として「二見湾」が広まっていることは事実であり、誤用・誤解を避けるため「二見湾」という単独表記をせず、「二見港(二見湾)」と併記する場合は許されることであると思われる。</p> <p>* 地理院地図(電子国土Web) https://maps.gsi.go.jp/#12/27.084194/142.193298/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h0k010u0t0z0r0s0m0f1 (2023/12/08 確認)</p> <p>*2 海上保安庁(1982)日本沿岸地名表 p.63</p> <p>*3 東京都小笠原支庁>父島管内図 https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/07ogasawara/common/pdf/f/24_01.pdf (2023/12/09確認)</p> <p>*4 坂田諸遠編(1874)小笠原島記事十 東京都公文書館蔵 「同三月七日島民等へ新号の地名書を通與す 小笠原島内 父島之内 小名 奥村 二見港…」</p> <p>*5 小野田元口(1888)小笠原島誌纂 〇ハ「さんずい」ニ照</p> <p>*6 山方石之助編(1906)小笠原島志</p> <p>*7 東京府(1929)小笠原島総覧</p> <p>*8 小笠原村立小笠原中学校>学校案内>校歌 「一 碧き二見の湾みゆる…」 https://www.ogachu.ogasawara.ed.jp/school-information/ (2023/12/09確認)</p> <p>*9 東京都立小笠原高等学校>制服・校章・校歌>校歌「イルカ群れ飛ぶ」 「三 すむ二見湾窓より見ゆる教室に…」 https://www.metro.ed.jp/ogasawara-h/school_life/symbols.html (2023/12/09確認)</p>	ご意見を踏まえ、「二見湾」と表記している3箇所を「二見港(二見湾)」へと修正します。

No.	該当頁	項目	意見の内容	理由	意見に対する考え方
2	11	海生は虫類(ウミガメ類)	近年の温暖化等により、雄と雌の出生率が変化し、雌の個体数が減少している。小笠原での雄の捕獲を禁止する事を提案する。	温暖化と化学物質の影響で性が偏っている。雌数百匹に雄一匹のところも世界に発生している(記事添付)。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
3	14	世界遺産委員会における要請事項・奨励事項	「要請事項a) 侵略的外来種対策を継続すること。」に対する計画が、p.24「未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止」に限定されているきらいがある。定着している侵略的外来種対策は、動物では、父島におけるノヤギ駆除、父島・母島におけるノネコ捕獲、父島・母島及びその属島におけるネズミ駆除、植物では、ギンネム、モクマオウ、アカギに限定され場所も限られた範囲で行われている。		優先課題として「未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止」について記述しているものです。既に侵入している島内での拡散も課題と認識しており、一部の具体的な取組は「第6章(1) 1) 生態系の修復と固有種等の個体群の絶滅回避」に記載しています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
4	14	世界遺産委員会における要請事項・奨励事項	ノヤギ駆除は、主に東京都と小笠原村の責任とされているが、減るところか、集落縁の奥村及び清瀬(行文線)にノヤギの生息範囲が、再拡大しており、現行の方法では増加復活・生息範囲の再拡大を抑えられておらず、根絶の目途も立っていないし、島民説明会も行われていない。根本的な駆除方法の再検証と計画設定、島民とのコンセンサスの形成が必須である。		国、都、村、専門家による会議を設け、情報共有するとともに、対策の方向性を検討しています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
5	14	世界遺産委員会における要請事項・奨励事項	植物では、既に侵入している侵略的外来種対策が検証されておらず、島内で再拡大している。シンクリノイガ*については、父島・大根山自衛隊基地内の繁殖を、NPO法人のボランティア活動によって阻止しているが、根絶は困難であり、そもそも防衛施設内の外来種対策を許可を受けた者に依存している状態が、4年も続いていることは異常であるという認識が、当事者(施設管理者及び世界遺産管理機関)に欠けていると言わざるを得ない。ボランティア活動は補助的なものとして、管理者が駆除を目的とする体制を早急に作るべきである。	* 小笠原諸島の外来植物>シンクリノイガ2 http://boninintroplant.cocolog-nifty.com/blog/2017/10/2-735e.html	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
6	14	世界遺産委員会における要請事項・奨励事項	日本国内では、侵略的外来種として認定されていないが、小笠原諸島では広がり始めている外来種カエンボク*2、ヒロハサギゴケ*3などに対して、本意見者は警鐘を鳴らし、管理者及び世界遺産管理機関に対応を申し入れているが、動きがない。世界遺産地域外での出来事に対応する現地システムを構築し、又積極的情報公開をすべきである。	*2 小笠原諸島の外来植物>カエンボク http://boninintroplant.cocolog-nifty.com/blog/2022/12/post-4cc1bd.html *3 小笠原諸島の外来植物>ヒロハサギゴケ http://boninintroplant.cocolog-nifty.com/blog/2023/06/post-424979.html	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
7	14	世界遺産委員会における要請事項・奨励事項	都市公園、都道、村道、国立公園歩道・園地、自衛隊基地、天文台敷地等の草刈り・除去作業が各管理者により行われているが、草刈り用刈払機の使いまわしや、刈り取った草等のプアールによる拡散が行われており、その結果、侵略的外来種*4が道路沿いや敷地内に拡散したり、飛び地拡散している。こうした清掃方法の改善を指摘している*5が、改善の動きは見られない。廃棄物処理法第16条に抵触する行為ではないかと懸念され、早急な改善が必要である。	*4 小笠原諸島の外来植物>アカバナユウゲショウ改訂 http://boninintroplant.cocolog-nifty.com/blog/2017/05/post-dc26.html *5 月刊小笠原諸島>世界自然遺産バックナンバー>14. 東京都環境配慮指針等への意見集>離島での作業についての意見 http://bonin-islands.world.cocan.jp/SekaiisanBK14_2.html	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
8	14	世界遺産委員会における要請事項・奨励事項	「奨励事項a) 資産における海域公園地区を更に拡張することを検討すること。それにより、管理効率が向上し、海域と陸域を結ぶ生態系の完全性が強化されることが期待される。」ことに対する検討・回答事項が無いのは、理解できない。本意見者は「小笠原国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関する意見(パブコメ)2009年」*6で父島長崎東側海域の海域公園地区編入を主張したが、採用されなかった経緯がある。奨励事項に対する進捗状況を隠すのではなく、客観的に公表すべきである。	*6 月刊小笠原諸島>世界自然遺産バックナンバー>6. 小笠原国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関する意見(パブコメ) http://bonin-islands.world.cocan.jp/SekaiisanBK6Pb.html	「第6章(3)1) 遺産を保護する仕組みの適切な運用」に記載のとおり、今後、海域の保護区拡張等を含む、小笠原国立公園の公園計画の点検作業を進めていく予定です。なお、奨励事項に対する進捗状況は、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会に定期的に報告し、助言を得ています。いただいた具体的なご意見は今後の参考とさせていただきます。

No.	該当頁	項目	意見の内容	理由	意見に対する考え方
9	14	世界遺産委員会決議における要請事項・奨励事項	「奨励事項b）気候変動が資産に与える影響を評価し、適応するための研究及びモニタリング計画を策定、実施すること。」ことに対する検討・回答事項が無いのは、理解できない。奨励事項に対する進捗状況を隠すのではなく、客観的に公表すべきである。		気候変動による生態系への影響を迅速に捉え対策を実施するため、長期的なモニタリングを行う必要があると認識しています。海城公園において実施している海水温計測等のモニタリング調査を継続し、海域の生態系を監視するとともに、異変が生じた場合には、対策を検討するほか、「第6章（3）2）保全管理体制の充実」に記載のとおり、今後、気候変動などによって生じ得る生態系への影響評価等の科学的知見については、特に調査研究を奨励していく予定です。なお、奨励事項に対する進捗状況は、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会に定期的に報告し、助言を得ています。
10	21	自然環境等の変化に応じた課題の再整理	オガサワラカラワヒワ、オガサワランジミは急激な減少がみられる。どちらも母島。最近の研究で、生物に対する農薬の多面的な悪影響が報告されている。母島での化学農薬の使用禁止。	化学合成殺虫剤（特に、フィプロニル、ネオニコチノイド）、化学合成殺菌剤、除草剤が生物の共生微生物を減少させている。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
11	21	自然環境等の変化に応じた課題の再整理	生息域外保全は遺産地域への再導入までをゴールとするべきである。動物園等とは異なる専門家の支援が必要だ。	世界遺産が地域について設定されているものであるため、絶滅危惧種を漫然と域外で飼育・生育することは遺産管理とは言いがたい。これまで「緊急避難」的な域外保全が多かった印象があるが、可能な限り定量的に飼育個体群の遺伝構成や個体群動態を予測し、再導入への道のりを具体的に計画しつつ行わなければ、単なる個体群の分断となり、資源投入に見合なくなる場合がある。定量的な計画を作ることのできる遺伝や個体群の専門家の支援が必要である。	生息域外保全における再導入の実施に当たっては、必要性和実現可能性の両面から十分な事前検討を行うこととしており、専門家の助言を得ながら進めています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
12	21	気候変動への対応	小笠原諸島は、外来種に対して脆弱であると同様に、気候変動に対しても脆弱であると考えられるため、次回管理計画改定までにはこの分野の取組みの充実を望む。	島嶼に生息する動植物個体群は、①大陸の個体群と異なり、適した環境に生息し続けるために高緯度地域や高標高地域に分布を移動することが不可能であるため。②遺伝的多様性に乏しく、環境変化に脆弱であると考えられるため。③小笠原の生態系に関する知見は主に近年のものであることから、すでに発生している影響が既存の状況とみなされて見逃されている可能性があるため。④植栽や再導入など、これから積極的に取られていくはずである保護管理策に、気候変動への対応を織り込むことが合理的であるため。	気候変動への対応は、今後の課題の一つと認識しております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
13	22	地域参画の推進に向けた体制・仕組みの検討	外来種駆除作業などの保全管理事業に関わる新しい産業と、それに携わる地域の人々について、「地域参画」の最も重要な部分のひとつとして取り上げていただきたい。	世界遺産管理団体によって行われている保護管理のための公共事業は、小笠原村の産業のひとつとなりつつある。推薦書提出前から15年以上携わる者もおれば、島出身の若い世代の働く場ともなっている。しかし、この新しい産業や従事者について、保全管理計画案の中ではほとんど取り上げられていない（P.66に将来の担い手としての子供たちのみ記載）。これらセクターや人々の世界遺産管理への適切な参画（少なくとも「参画の可視化」）は、村民の誇りと自覚を涵養し、世界遺産の適切な保護管理に直接的に資すると考えられるため。	ご意見を踏まえて、p.65「自然と共生した島の暮らしの実現」の項に、村民が外来種対策等の事業従事者としても重要な役割を担っている旨を追記します。
14	28	管理の方策	オガサワラノスリが、初めて父島、兄島、弟島、西島、母島で保全の必要性を明記されたことは重要である。営巣の記録がある島はほかに、東島、向島、姉島、妹島があるが、それらの島での保全の必要性も明記していただきたい。	遺産管理作業の影響を大きく受けることが明らかになりつつあり、個体数が非常に少なく、すべての生息地で保全されるべき亜種であるため（平成28年度オガサワラノスリ保護管理対策報告書）。	各島における主な保全対象については、島ごとの状況の違いも考慮しながら、各目標に関して特に注視すべきものを抽出しているものであり、網羅的に挙げてはいません。そのため、オガサワラノスリについても、営巣の記録がある島をすべて一律に挙げることはせず、原文のままさせていただきます。
15	36	管理の方策	「長期目標」と「管理の方策」のスケジュール感がよくわからないので明記してほしい。	「長期目標」の期間が不明で、5-10年より長い期間と想像されるが、続く「管理の方策」を見ると5-10年程度の方策とも読め、わかりにくい。	「第2章（3）管理計画の期間」に記載のとおり、本計画では、小笠原諸島全体における自然環境の保全管理の方針についておおむね10年先を見据えた長期目標とその実現に向けた方策を示しています。
16	59	未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止	「未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止」を「侵略的外来種の侵入・拡散防止」に直す。	No.4～7で述べたとおり、侵入・定着済の外来動植物の再拡散が進められている現状で、「未侵入・未定着のもの」に限定する根拠がない。	「第5章（2）基本方針」に記載のとおり、生態系の保全に当たっては、①生態系の修復と固有種等の個体群の絶滅回避、②未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止、に取り組むこととしています。既に侵入・定着している侵略的外来種への対策については、「第6章（1）1）生態系の修復と固有種等の個体群の絶滅回避」（p.28～）で整理していることから、ご指摘の項目においては、既に侵入・定着している侵略的外来種への対策は含めないこととし、原文のままさせていただきます。